

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和 5 年度第 1 回高松市放課後子ども総合プラン運営委員会
開催日時	令和 5 年 8 月 2 8 日（月）午前 1 0 時 0 0 分～正午
開催場所	高松市防災合同庁舎 3 階 3 0 1 会議室
議 題	(1) 委員長の選任及び副委員長の指名について (2) 放課後子ども教室について (3) 放課後児童クラブ運営の一部民間委託について (4) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	石原委員、植原委員、岡委員、香川委員、木村委員、合田委員、高木委員、竹内委員、田村委員、前田委員、松井委員、松本委員 計 1 2 人
傍 聴 者	1 0 人 （定員 1 5 人）
担当課及び連絡先	子育て支援課放課後支援係 8 3 9 - 2 3 5 4

会議の経過及び結果

会議を開会し、下記の結果となった。

【会議の経過】

議題（1）委員長の選任及び副委員長の指名について

高松市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により委員長には、松井委員が選ばれた。

また、委員長が真鍋委員を副委員長に指名した。

議題（2）放課後子ども教室について

議題（3）放課後児童クラブ運営の一部民間委託について

各議題について事務局から説明し、委員より伺った。

上記議題について事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

【主な質疑・意見等】

議題（2）について

（委員）

子どもを中心にした地域交流事業の初年度に 1 0 万円の補助金というのは、立ち上げやランニングコストになると思うが、それ以降の 4 年目、5 年目と継続していく中で、補助金というのはどうなるのかご説明いただきたい。

また、令和 3 年度までに完了している 2 0 地域の各団体が今どういう運営をしているのか把握されているのか現状を伺いたい。

（事務局）

子どもを中心にした地域交流事業は実施したが、いまだ放課後子ども教室については開催されて

いない地域について、子育て支援課が放課後子ども教室の実施に繋げるための声掛けは行ったが、新規開室までには至っていないのが現状である。昨年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新規開室のお話がなかなかしづかったという状況も一因である。類似事業の着手後の状況について、情報をつかめていないため、連携・協議を教育委員会とやっていきたいと考えている。

(委員長)

現在、放課後子ども教室について、実施していない校区が13校区あるが、そもそもニーズが少ないのか、体制上や予算的な問題なのか内容を学校毎に教えてほしい。

(事務局)

現在実施していない校区13校区について、実施できていない状況のヒアリングを行っているということではないが、実施する人がなかなか集まらないということが非常に大きなところと考えている。この中の屋島西校区、前田校区、古高松校区は、過去に行っていたが、継続できなくなった校区であり、中心で進めていく人材がいないという部分と、中心で進められる人材がいたとしても、個人では難しい部分があり、地域の団体と一緒にやっていくための調整が難しい状況である。

(委員長)

今後、実施校区数を増やしていくという話があったかと思うが、放課後子ども教室という事業の枠の中で数を増やすことは、実施者を育成するところで限界があるということであれば、大事なものは、ニーズが満たされるのかということであり、そのためには、放課後子ども教室が継続するという話とは違ってくるため、そのあたりの柔軟的なニーズを考えられたらと思う。

(委員)

放課後子ども教室をやりたいといった場合、高松市からのバックアップというのはどのようなものがあるか。

(事務局)

昨年度、ある方から、現在実施されていない校区において、放課後子ども教室をしてみたいということで、子育て支援課に連絡があった。その時の対応としては、まずは、どのような活動を考えられているのか、どういったビジョンを持たれているのかということをお伺いして、子育て支援課で、地域のコミュニティ協議会と調整する等、市が最大限お手伝いさせてもらうというお話をした。ただ、その方は、その地域に引っ越して来て間もない方だったので、まずは、地域に自分から積極的に入って行って、少し時間が経ってから、再度ご相談に来たいというようなケースであった。高松市としては、当事業を実施したいというお声があったときには、このようなサポートは実施していきたいと考えている。

(委員)

最後のところの資料にも放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携という話は上がっていたと思うが、今後、放課後児童クラブと放課後子ども教室が一体型を推進していくという方針になっていると思うが、その内容に関して、放課後児童クラブと放課後子ども教室の内容がどのくらい噛み合っているのか。放課後子ども教室はコミュニティセンター等でもされているものの、放課後児童クラブの活動プログラムの方が充実しており、放課後子ども教室に児童が行かない、そういったことが発生しないのか。放課後児童クラブが一部民間委託され、民間事業が手法を凝らした活動をされてくる中で、それぞれの放課後児童クラブの活動内容に特色が出てくると、競合してしまうのではないかと考えるが、それは想定しているか。

(事務局)

放課後児童クラブの一部民間委託については、後ほど説明するが、放課後児童クラブにおいては、民設民営で実施をしているところは、例えば英会話やプログラミング等、様々なプラスアルファの活動を実施をしているところが多く、その分利用料も高くなっているのが現状である。

高松市の放課後児童クラブの一部民間委託によって、民設民営のクラブと全く同じように、習い事のような要素が増えてくるといったことは想定しておらず、現場で子どもたちがいろんな遊びができるということを想定している。一方で、放課後子ども教室については、放課後児童クラブを利用していない児童でも参加ができ、地域の方が地域の特色を生かした活動をされているところである。放課後児童クラブが一部民間委託されて、放課後子ども教室と同じようなことを手広くやり始めていくと、放課後子ども教室は必要ないというようなことではなく、そのあたりの活動内容の棲み分けは、ある程度できると考えている。

(委員長)

そもそもの利用者の想定が違っているということであるが、問題は、一体型のところである。放課後子ども教室に放課後児童クラブの児童が一部、活動に参加することが、どうなるのかというのが今後の検討課題だと思う。

(委員)

放課後子ども教室を実施していない校区がある一方で、実施しているところは、多いところで年間157回も実施している。この差はどのように発生しているのか。運営しているは、コミュニティセンターが中心なのか、どこの団体が中心になって多い実施回数になっているのか。

(事務局)

実施回数が多くなっているところは、コミュニティ協議会の協力が得られているところが多い状況である。放課後子ども教室は地域の方々の参画を得るといことが基本的なスタンスとなっており、それが必ずしもコミュニティ協議会がなくてはいけないというルールがあるわけではなく、コミュニティ協議会に協力していただいているという形のところが、スムーズな開催ができているという傾向がある。

(委員)

コミュニティセンターは、学校に近いところにあるのか、それとも遠いところにあるのか。

(事務局)

ほとんどの学校は近くにコミュニティセンターがあるが、大きな道を渡らなければいけなかったり、少し距離が離れていたり、放課後子ども教室に行くときにどのように行くのか、そこから放課後児童クラブに帰ってくるときにどういう職員体制にするのか、そういったところが一つの課題となると考える。

(委員)

放課後子ども教室の実施が多いところは、子どもが学校から帰ってくる途中に寄ることができ、学校とコミュニティセンターが近くにある校区になっているのか。

(事務局)

実施回数が多い香西、多肥、川東、川島は、学校の周辺にコミュニティセンターがある。学校の帰りにコミュニティセンターに寄って、放課後子ども教室に参加することが多い校区である。

(委員)

実施されていない校区は、利用するコミュニティセンターが遠くて、利用ができない状況にあっていて、放課後子ども教室が開かれていないということによろしいか。

(事務局)

距離的なものや会場が確保できないということは、一因としてはあるかもしれないが、最も大きな理由としては、企画したり実際に子どもと遊んだりする人材が確保できないことである。

(委員)

今後、一体型を推進していくにあたって、現在、一体型を実施している校区のカリキュラムや、どういった活動をしているかを教えてほしい。どれくらいの頻度でどれくらいの人 coming しているのか、今後、放課後児童クラブとの連携にあたって実際やっているカリキュラムを教えてほしい。

(事務局)

今、校区ごとの詳細な活動内容については、手元に資料が準備できていないが、実施の概要については、資料 1 の左下にある上位 5 校区があり、基本的には体育館で自由遊び等の活動をしている校区が多い。

(委員)

回数だが、香西校区については、平日には週 10 回程度ということは、運営している方々が違う場所に分散しているのか。

(事務局)

このケースは、低学年の児童と高学年の児童の下校時間が違うことから、同じ曜日に同じ場所で実施しているが、時間帯をずらして 2 回しているものである。

議題 (3) について

(委員)

支援員の欠員や補助員の登録数の減少というのは、どうして減少しているのか。

また、民間に委託をしたときに、人材不足がどうして解消されるのか。現在仕事をしている人が民間委託になったときに、給料がアップすると思うが、アップ幅によっては、民設民営の支援員や補助員が「あちらの給料がすごく高い」と異動しかねない。どういう風に考えているか。

(事務局)

まず、1 点目の欠員がどうして生じているのかという点については、本市としては可能な限りの募集をしているが、退職する支援員等の声としては、事務仕事が多く、子どもを見る時間を割いてまで事務をしていることや人間関係、処遇面もあると伺っている。全国的に人材不足の中で、本市としても教室数を増やしていかなければならないが、待機児童が多い中で増やしていけばいくほど、そこに職員を確保しなくてはいけない。そこで、欠員という状況がここ数年で増えてきているということである。

そして、2 点目のどうして民間委託したら解消されるのかという点だが、民間委託により 100% 解消すると言い切ることにはできないと考えている。しかし、求人という点において、本市では、大学への求人情報の掲載や SNS を活用した求人など、できる限りのことを行っているが、民間では、それ以上に、独自の様々な媒体の活用や、人材のスカウト、欠員が生じたときのバックアップ体制を整えることができる。今現在欠員が生じていても、本市においては、例えば私たちのような職員がバックアップ体制でそこに入ることができないが、民間では可能になると伺っている。

今回、予算上かかる経費としては、直営で継続実施するよりもアップしていて、現在の支援員等の給料は改善する予定である。民設民営の事業者にとってどうなるかということだが、そもそも現在、欠員の状態にあり、その中での解消でもあり、民設民営の事業者に影響が出るほどのものとは考えていない。

(委員)

民間に委託された際に、市の今の予算よりも大幅に上乗せされて予算を組まれているのか。

民間としては、受託して旨味がなくても、市から委託されているから安心できますよというようなアピールはでき、民間には民間なりの考えがあって、受託を検討すると思う。

拝見していると、講師の派遣で、児童のプログラムの充実を図ることや、職員を確保する、職員の研修、それも、普段派遣されるところではないようなところに派遣されるというような職員の処遇のことを考えると、今の予算よりも多めに持っておかないと、対応してくれる人というのは、確保できないと思う。

また、保護者のアンケートにも専門の講師を呼んで、プログラムの充実を図る、民間ならではの良さを発揮してほしいという記載がある。そうなってくると民間というのは、どうなってくるのかというと、入ってくる保護者からの利用料は変わらないけれども、民間で運営している部分、雇用の部分、育成支

援、応募に係る経費、I C T化のランニングコストなどに係るものは事業者が負担するという事になっている。ということは、事業者の負担が大きいかかわらず、入ってくるお金は市に任せているため、受託事業者の観点からみるとある程度まとまった金額をいれてもらわないと、できないのではないかとこの部分が気になる。

(事務局)

現在の放課後児童クラブの運営に係る総額の経費に対して、年額約1億5700万円あまりを追加して予算計上している。この追加分は支援員等の処遇改善とI C T化ということで考えている。現在、本市は全くI C T化を取り入れておらず、クラブと本市が紙でやりとりをし、出勤簿、時間外勤務についても手作業である。保護者間のやりとりも、ほかの自治体では、アプリが入っていて、アプリの中でやり取りしたり、子どもたちの登退室管理もすべてシステム化しているところもある。そういったものもすべてこの中の予算に計上して、5年間の債務負担行為を設定したものである。公募条件に金額は提示するので、その中で事業者がI C T化の部分、事務効率化、職員の処遇の面も考えて、提案してくるようになっているところである。利用料の徴収は、本市が引き続き実施することとしており、事業者にとっては、委託料がすべてになるため、利用料とは切り離して考えている。利用者にとってはサービスがよくなるけれども、利用料は変更しないという方針である。

(委員長)

受託者の方もいろんなねらいがあり、これだけで利益を出そうという団体もあれば、これは社会貢献の一部ということで企業イメージ等、意図があるのではないかなと思うので、そのあたりで予算設定についても考えていただけたらと思う。

(委員)

放課後子ども教室との連携を委託先の事業者にどのように伝えていくのか。放課後子ども教室を運営しているコーディネーターは、地域や学校との関わりが校区ごとによってずいぶん違って、私自身は、実際に学校の先生や放課後児童クラブ、コミュニティセンターの方との関係性を広く、深く持ってやっている。そのあたり、放課後児童クラブに民間事業者が入ることで、私たちの企業では無理だよと言われる、今まで関係性をもってやってきたのがいきなり切られてしまうということがないように、地域でこういう風にやっているときちゃんと伝えてもらえたらよいと思う。私たちも不安に思うことではある。そのあたり、どういう風に伝えるかお聞きしたい。

(事務局)

こちらとしては、放課後児童クラブの民間委託後においても、今現在実施しているものと同じような形での放課後子ども教室との連携又は一体型による実施というのを希望している。地域によっては、連携してやっているところやそうではないところもあるので、今の放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携の状況については、確認していく中で、民間委託後についても継続していただけるような形に持っていきたいと考えている。

(委員長)

民間委託後ではなく、プロポーザルの段階で条件として出すということは不可能なのか。

(事務局)

仕様書は検討中であり、現在開設している放課後子ども教室については、そのまま連携を維持して、そうではないところでも一緒にやっていけるような、仕様を考えている。

(委員長)

必ずデメリットとして出てくる内容であり、なるべく解消していけるような形が求められると思う。

(委員)

月額利用料の件で、月曜から金曜、土曜、と設定されているが、2人目からの割引は考えられているのか。

また、運営費で毎月のおやつがあると思うが、放課後から18時半の時間でおやつが必要か。

(事務局)

まず、利用料金の設定については、国のモデルの中で、放課後児童クラブの全体に係る経費のうち、半分を利用する方に払っていただき、残りの半分を国と県、市で3分の1ずつにすることとなっている。高松市の場合、月曜日から金曜日は5000円、月曜日から土曜日は7000円というような形で設定しているが、子どもの人数によって減免するといった制度はない。一方で、生活保護を受給されている場合や世帯全員の市民税が非課税となる場合については、利用料はいただかないという形で対応しているところである。

また、おやつの提供については、公費からではなく保護者から別途いただいている運営費で対応しているが、おやつ自体、国が定めている放課後児童クラブ運営指針の中で、遅くまでお預かりするお子さんもいるため、おやつの提供をと記載があるものである。本市としては、現場の支援員が、お子さんの好みを考えながら、おやつを準備している状況である。

(委員)

対象児童の入会条件についてだが、現在、放課後児童クラブへの入会児童は、各校区の子ども会や民生委員、学校の先生等で集まって、委員会を開き、この子はクラブに入れる又は入れないを決めている。この子は祖父母がいるからと、入会条件から外される子もいる。民間委託になった場合、利益優先のため、入会希望者がどんな条件の子であっても入会させ、子どもが多くなって教室が満員になってしまうということもあるかと思うが、そうなった場合、どうされるのか。

また、説明があったかと思うが民間も人材不足である。民間にいったら、人材確保できるというのは安易な考えである。

(事務局)

民間委託後の入会決定については、資料8ページのとおり、引き続き本市で行うので、委託事業者は全く関与しない。運営を委託するものであって、入会の決定、利用料の決定、徴収については、本市がそのまま担う。民間になると人材確保ができるのかということだが、全国の自治体の教室数の半分が民間委託になっており、安定した人材確保のために民間委託をして、実績は増えてきているため、そこである程度の効果があるのではないかと判断している。また、本市のここ数年の状況を見ると、直営でやってきても人材は減って、欠員が生じており、待機児童も解消されていないため、ここで全国的に増えてきている民間委託の手法を取り入れたものである。

(委員)

資料3ページの民間の数が増えてきている。利用者の中には、英会話などのプログラムがなくてもとにかく見てくれるだけでいいという方がいる一方で、プログラムを取り入れてほしいという意見もあるなど、多様化してきている。その中で、民間と公設があり、選ぶことができる状態が一番いいが、この民間委託はそれありきで進んでおり、アンケートを見ても今のまま継続してほしいという結果もあるが、強引に進んでいるように見られるがそれはどうか。

(事務局)

そういったご意見があることもこちらは受け止めているところではある。また、預けるだけでよい方もいれば、民間クラブの工夫されたプログラムに魅力を感じられる方もいらっしゃることは認識している。ただ、今回は運営の一部委託であるため、あくまで最終責任は本市となる。入会児童、利用料の徴収、すべて本市が責任を持つ。現場へのクレーム対応も引き続き、特別支援相談員をそのまま残り、直接現場をみてもらうという。そういったところから、最終責任は本市で、あくまで公設民営であり、すべてが民営化になるということではない。

(委員長)

今回の説明でお子さんの話が出ていない。公設民営になることで、子どもたちにとってどういうメリッ

ト、デメリットがあるのかの説明がないため、どうしても大人が強引に進めている印象を持たざるを得ない。県内16市町あるなかで公設民営が増えていることで、子どもたちにとってどういう良さが生まれたのかとか、あるいは、入会決定は市の方で行うため変更はないとのことだが、民間委託した業者によっては、例えば入会を決めましたが、やっている内容が全然合っていないと退会希望が出てきたときにどうフォローするかなど、お子さんの観点がないというところが、強引に進めている印象を持たざるを得ないと思うが、そのあたりについては、下調べなどがあるか。あるいは、プロポーザルの段階で最低限決めておいて、ここを満たさない業者は受け入れない、こちらで希望したところに委託できないで高松市で引き続きやりますというのは選択肢にないかもしれないが、そういう風なところがあるのかどうか。あるいは、プロポーザルにお子さんが入ってもよいのかなどを考える。大人向けのプロポーザルと子どもたち何人かを対象としたプロポーザルの場面設定をもつとか、お子さんが出てこないと言説性を持ちづらいと考える。そのあたりはどうか。

(事務局)

確かにごもっともなご意見であると受け止めているところである。子どもに関しては、例えば、おやつの設定は、運営費ということで自由に設定しており、保護者、子どもたちの意見を聞いて、今日はおやつを何にするとか、また、おもちゃについてもどんなものがあるかなど、現在も子どもの意見を聞いて反映しているということである。今回、クラブが子どもにとってどうなのかという部分については、職員への研修も充実させていく中で、よりよいクラブ運営ができるのではないと思う。また、全国的な例をこちらでも見ているが、他のクラブで好評だったプログラムを実際に実施していくとか、子どもにとっては、支援員の資質を向上させることで、支援の場が充実してくるものと認識している。

(委員長)

プロポーザルで子どもたちを入れるということは、全国的にもないと思うので、高松市がアピールにもなるかもしれない。

(委員)

私はここに来るために子どもを高松市の学童に預けて来ている。先ほど、運営費の話があったかと思うが、運営費の使い方が学童に一任されている。おやつに全額を使わずに、毎月少しずつお金を貯めて、子どもの誕生日のお祝いをするためにケーキ買う、文房具をくれたりしているようである。民間委託の期間が切迫していて、準備期間が2か月間だが、特別な配慮が必要な児童であったら、引継ぎが必要である。学童が独自で子どものためにやっている取組、支援員が継続してきていることなどを、継続雇用の意思がある方は、それを引き継いでもらえる前提の継続雇用だと思うので、民間の委託先が現場の方の意見を直接聞いて、大きく運営の仕方を変えないように話し合いをする予定はあるか。

(事務局)

公募型プロポーザルによって民間事業者を決定するが、そこで出た話がすべて契約書にそのままになるということではなく、委託先事業者が決まった後に協議の場を設けて、その中で細かいことについて、市の仕様書、募集要領、プレゼンテーションの中だけでは分かっていなかったことの最終の詰めをしていこうと考えている。その中で、支援員が独自で考えてやっている部分をどのように生かして残していくのかについては、協議していく予定としている。

(委員長)

保育所のプロポーザルでは、委託したところの地域ですべて勤務されている方を組織のトップに置くこととしている例もある。人材配置の課題は多いと思うので、引き続きご検討いただけたらと思う。

(委員)

人材の確保の話で、事務の負担が大きすぎるというのであれば、雇用する段階で、支援員、補助員、事務員のように業務内容をきちんと細分化して雇用する方が、施設にとってもメリットがあること

だと思うが、それはすべて民間にお任せするのか。

協議の場を持たれるとあったが、協議をした結果、うちの団体は無理ですといったようなことがあった場合、それは OK なのか。その後、どうなるのかというのは気になる。

(事務局)

今現在の高松市の放課後児童クラブにおいては、事務をする職員は配置しておらず、支援員、補助員を配置して、できる範囲で事務をお願いしている状況である。お子さんを見るだけに特化してやっていただく、事務だけしていただくという形で運営していくことが効率的かどうかについては、6月議会で議決をいただいた債務負担行為の額の中で、どういったやり方が最も職員にとって良いのか、その結果、子どもにとってベストなのかについて、公募型プロポーザルの中でこちらが確認していく予定である。

また、事業者が決定後に、協議の中でできなくなった場合の対応は、既に契約しているかどうかにもよるかと思う。公募型プロポーザルは、最も良い提案をした1位通過者が、その後の協議を経て、契約する権利を得ているので、契約した後で、できないとなると違反になるため、もう一度プロポーザルをするか、タイミングによっては、来年度は直営でいくしかないということはあるかもしれない。しかし、そういったことがないよう、企画提案の内容などをしっかりみて、審査していくということである。

(委員)

運営に関して言えば、小学校、幼稚園、保育所どこもそうだと思うが、子どもを見る担当、教師の先生方、事務の方と担当が分散されている中で、放課後児童クラブだけが支援員、補助員しかいないというのはどうかと思う。ぜひ、仕様書のなかに事務を担当する方を盛り込んでくれたらと思う。業務分散については支援員、補助員の業務の軽減になるかと思うので、ご検討いただきたい。

(委員長)

ICTをどう使うかという観点とつながると思うが、ご検討いただけたらと思う。

議題（４）その他について

(事務局)

放課後児童クラブの一部民間委託については、先ほど説明したスケジュールで今後進めていくが、委託先事業者が決定後、クラブ運営の詳細や支援員等の処遇が決まった段階で委員の皆様へ報告をする予定である。その日程等については、改めて皆様にご連絡させていただく。

(委員長)

ほかはないか。

(委員)

どこの視点から見ても大きな問題だと思う。子ども視点から見た問題とリスク的な視点から見た問題と経営的な視点から見た問題、みなさんいろんな面で討論されたと思う。私のところは、一体型でしているところで、放課後子ども教室の時間は、放課後児童クラブの子どもは全員、放課後子ども教室に参加し、活動してもらっている。その時、放課後児童クラブの職員が子どもを連れてきて、受け渡しをし、放課後子ども教室で時間を過ごし、また放課後児童クラブに帰るという形をとっている。一体型の運営委員会には、コミュニティ協議会の会長や各種団体の会長等、全ての方に入ってもらい、放課後児童クラブの支援員も年2回の会議にも出席してもらい、情報交換をしてもらっている。その場で情報共有をして活動を共にできるかということが、私にとって一番問題かなと思っている。コーディネーターと地域が、放課後児童クラブの子どもたちが、放課後子ども教室に来て楽しく過ごせる時間帯をどういう風に作れるかなど、企画をしていけばよいのかなと思う。民間委託になって、厳しい委託内容で募集をしても応募がなかったり、利益追求型になると難しいのかなと思うが、放課後児童クラブは、保護者が特に長期休業中に預けるところの確保が一番問題になってくると思

う。そこの人手の問題となるところの解決策が、民間委託になっている。放課後児童クラブも放課後子ども教室も同じで、人手が足りないというところが一番の問題となっているため、今後考えていく課題となると思う。

(委員長)

4ブロックに分けてプロポーザルをやるとのことだが、一体型に関しては、ブロックの中の校区ごとに特殊な事情があり、今の地域性も踏まえて成り立っているところがあるので、そこも考慮してもらえればと思う。

(委員)

教育委員会からの意見としては、家庭や地域それぞれの課題がたくさんあり、教育委員会としては、そういった課題に対して、地域と学校がより連携していく、連携強化の体制づくりについて進めていこうと思っている。その中でも放課後子ども教室というのは、地域の方がその活動にいろんな立場で関わっていて、大切な事業だと考えているため、まだ放課後子ども教室が未実施の地域でもそういった地域の方々が参画して、進めていけたらと思う。教育委員会の生涯学習課の事業のところ、3年間の補助についてご意見があったかと思うが、子どもを中心にした地域交流事業の3年間というのは、最初からこの3年間で進めてくださいと周知をしており、その中で、その地域にあったやり方を見つけていただけたらと思い、3年間と設定している。

(委員)

一体型を実施しており、コーディネーターのもとで毎月楽しいアイデアがある。体育的なことやゲーム的なこと、工作などいろいろやっており、子どもたちが30人弱いるが、1年生から6年生まで全員で参加している。月1回の木曜日と決めて、子どもたちが下校してきて、全員そろった15時を目安に体育館で実施している。1年生から6年生と学年が離れているため、なかなかできることできないことがあるが、その点も考えてみんなで仲良く、参加して、その日一日を楽しく終わることを目指している。中には、支援が必要な児童もいるが、支援員、補助員が全員参加して、協力的に行っている。

(委員)

今までの話を聞いて、一番大きく影響を受けるのは支援員、補助員の雇用である。それ以外は、今までと変わらない。来年の3月の入会希望者の選考についても今年と同じと理解でよいか。できれば、その際、運営委員会の規約の内容の一部改正をしてほしい。特に運営委員長が民生委員と固定するのではなくて、もう少し柔軟な選考の仕方があると思うので、併せて規約の一部改正をよろしく願いしたい。

その他、委員からの質疑・意見等はなく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以上